特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
4	和光市	予防接種関係事務	基礎項目評価書			

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うに あたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利 益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の 事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプラ イバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

和光市長

公表日

令和7年10月24日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	予防接種関係事務			
②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び新型インフルエンザの予防接種の実施【令和6年3月31日 終了】 予防接種法による予防接種、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務なお、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」についても利用する。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務【令和6年3月31日 終了】・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。【令和6年3月31日 終了】・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。【令和6年3月31日 終了】・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。【令和6年3月31日 終了】・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。【令和6年3月31日 終了】			
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、 ワクチン接種記録システム(VRS)【令和6年3月31日 終了】			

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル(健康管理システム)、新型コロナウイルスワクチン接種ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 14項、126項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令 第10条、第67条の2
	・番号法第19条第1項17号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)【令和6年3月31日 終了】

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25.26.27.28.29.153.154の項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25.26.153.154の項 ・番号法第19条第1項17号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接利記録システムを用いた情報提供・照会のみ)【令和6年3月31日 終了】 ・番号法第19条第1項6号(委託先への提供)	種

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康部健康支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5	
-----	---	--

	電話番号 U48−424−9085			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	健康部健康支援課			
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した			
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	<u>-</u>]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施されている。	[−] −−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−−	ぞれ重点項目評価語	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシ	ノステムを通じた。	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステムを選	駈じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
判断の根拠	た、人手が介在する局面ごとる。 ・個人番号を含む書類やデー ・特定個人情報を含む書類は	に、人為的 タを取り扱う 、施錠でき こ情報セキ	バー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。ま ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じてい う際は複数人によるダブルチェックを行っている。 る書棚等に保管することを徹底している。 ュリティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 〈選択肢〉 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセス制御・使用者は定期的に確認報告を受けている

変更箇所

<u> </u>	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	担当部署②所属長	和光市役所保健福祉部健康支援課 健康支援課長 大野 孝治	和光市役所保健福祉部健康保険医療課 健康保険医療課長 大野 孝治	事後	
平成29年6月14日		和光市役所保健福祉部健康支援課 保険事業 担当(保健センター)	和光市役所保健福祉部健康保険医療課 ヘル スサポート担当(保健センター)	事後	
令和1年6月24日	I-5.評価実施機関における 担当部署②所属長	健康保険医療課長 大野 孝治	健康保険医療課長 川辺 聡	事後	
	Ⅳ リスク対策	無	全項目	事後	評価書様式改正
令和2年12月6日	Ⅱしきい値判断項目 重大事 故	発生なし	発生あり	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 対象人数、取扱い者	平成26年9月18日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年12月6日	I-5.評価実施機関における 担当部署②所属長	健康保険医療課長 渡部 剛	課長	事後	
令和2年12月6日	I -4情報提供ネットワークシ ステムによる情報提供	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 17項・18項・19項 <情報提供にかかる法令根拠> 該当箇所なし	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 16-2項・17項・18項・19項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 16-2項・16-3項	事後	
令和2年12月6日	I -4情報提供ネットワークシ ステムによる情報提供	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 16-2項・17項・18項・19項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 16-2項・16-3項	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 16-2項・17項・18項・19項・115-2項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 16-2項・16-3項	事前	
令和3年2月4日	I -1②事務の内容	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。なお、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」について	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種及び新型インフルエンザの予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。なお、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や	事前	
令和3年2月4日	I -4情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携		番号法第9条第1項 別表第一 10項、93項 の2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月8日	I -4情報提供ネットワークシステムによる情報提供	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 16-2項・17項・18項・19項・115-2項 <情報提供にかかる法令根拠>	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 16-2項・17項・18項・19項・115-2項 <情報提供にかかる法令根拠>	事後	
		番号法第19条第7項 別表第二 16-2項·16-3項	番号法第19条第7項 別表第二 16-2項·16-3項·115-2項		
令和3年6月8日		予防接種ファイル	予防接種ファイル(健康かるてシステム)、新型 コロナウイルスワクチン接種ファイル	事後	
令和3年6月8日	IV-4特定個人情報ファイル取扱いの委託	委託しない	委託する	事後	
令和3年8月3日	Ⅰ-1②事務の概要	よる予防接種及び新型インフルエンザの予防接	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種及び新型インフルエンザの予防接	事後	
令和3年8月3日	I-1③システムの名称	健康かるてシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康かるてシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	事後	
令和3年8月3日	I−3法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 16-2項・17項・18項・19項・115-2項 〈情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 16-2項・16-3項・115-2項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年9月1日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項、93項の2	番号法第9条第1項 別表第一 10項、93項の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
令和3年9月1日	I−4法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 16-2項・17項・18項・19項・115-2項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第7項 別表第二 16-2項・16-3項・115-2項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8項 別表第二 16-2項・17項・18項・19項・115-2項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第8項 別表第二 16-2項・16-3項・115-2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感	事後	後番号法改正	
		染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)			
令和5年10月18日	I -5.評価実施機関における 担当部署	保健福祉部健康保険医療課	健康部健康支援課	事後		
令和5年10月18日	I -7請求先	和光市役所総務部情報推進課 情報統計担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5	事後		
令和5年10月18日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年10月1日時点	令和5年9月1日時点	事後		
令和5年10月18日	Ⅱ-3重大事故	発生あり	発生なし	事後		
令和5年10月18日	I-8.特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ	保健福祉部健康保険医療課	健康部健康支援課	事後		
令和7年4月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項、93項の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表 14項、126項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定め る事務を定める命令 第10条、67条の2 ・番号法第19条第1項17号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワク チン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ)	事後	番号法の改正に伴う変更	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8項 別表第二 16-2項・17項・18項・19項・115-2項 〈情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第8項 別表第二 16-2項・16-3項・115-2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	く情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25.27.28.29.153の項 く情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25.26.153の項・番号法第19条第1項17号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第1項7号(委託先への提供)	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年4月24日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	-	十分であるマイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は複数人によるダブルチェックを行っている。・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。・事務取扱者に対し、定期的に情報セキュリティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の定着と意識啓発を図っている。	事後	新様式対応
	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である ・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御 ・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御 ・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている	事後	新様式対応
令和7年4月24日	Ⅱしきい値判断項目	令和5年9月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年11月4日		健康かるてシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム (VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム (VRS)【令和6年3月31日 終了】	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月4日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	予防接種ファイル(健康かるてシステム)、新型 コロナウイルスワクチン接種ファイル	予防接種ファイル(健康管理システム)、新型コロナウイルスワクチン接種ファイル	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、67条の2・番号法第19条第1項17号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会	で定め る事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第1項17号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワク	事後	
令和7年11月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	表 25.27.28.29.153の項 <情報提供にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 25.26.153の項 ・番号法第19条第1項17号(新型コロナウイルス	〈情報照会にかかる法令根拠〉 番号法第19条第8号に基づ〈主務省令第2条の表 25.26.27.28.29.153.154の項 〈情報提供にかかる法令根拠〉 番号法第19条第8号に基づ〈主務省令第2条の表 25.26.153.154の項・番号法第19条第1項17号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)【令和6年3月31日 終了】・番号法第19条第1項6号(委託先への提供)	事後	
令和7年11月4日	11. 最も優先度が高いと考え	・端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている	・端末の起動において、生体認証とID・パスワードにより権限のない者の端末利用制御・業務システムには生体認証とID・パスワードにより対象業務メニューへのアクセス制御・使用者は定期的に確認報告を受けている	事前	標準化対応